

平成28年 2月18日

お知らせ

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

殿ダムの伐採木等を無償配布します

～木材資源を有効利用（燃料、キノコ栽培、ガーデニング等）してみませんか～

鳥取河川国道事務所では、既に河原、千代水にて無料配布を行っておりますが、この度、殿ダムの貯水池内樹木の伐採工事等で発生した伐採木や流木について、以下の日程で希望者の方々に無償配布することとしましたので、お知らせいたします。ご希望の方は、注意事項をご確認のうえ、各自お持ち帰り下さい。また、当日は殿ダム下流の記念広場にて別途「殿ダム雪祭り」という参加無料イベントも開催しておりますので併せてお知らせいたします。（イベント参照用アドレス http://www.yosida-home.jp/snow_2016.html）

■配布場所（詳細は別紙「配布場所」のとおり）

鳥取市国府町殿地先（殿ダム記念広場 駐車場）

■配布期間

平成28年2月20日（土）午前10:00～17:00

※事前申込みは必要ありませんが別紙「殿ダム伐採木 引取申請書」を当日提出願います。

なお、申請書を当日現地で記載することも可能です。

※なお、殿ダム記念広場入口には車止めがあり、午前8時30分から午後5時（月曜日は閉園）までが開園時間です。配布は当日のみを予定しております。場所等の詳細は殿ダム管理支所へお問い合わせ下さい。

殿ダム管理支所 0857-58-0581

■伐採木等の条件

伐採木 ①直径：5cm～20cm程度 ②長さ：80cm程度 ③樹種：雑木・流木等 ④本数：約1,000本

■注意事項

1. 配布は先着順ですが、希望者多数の場合は配布量を制限させて頂く場合があります。また、希望者全ての皆様にお渡しすることができない場合がありますので予めご了承下さい。
2. 各個人にて、引き渡し場所での積み込み、運搬作業を行ってください。
3. 積み込み、運搬時の事故および運搬等にかかる費用、提供後の使用等に関して、国土交通省は一切の責任、負担を負いません。
4. 引き渡し後の返却に応じることはできません。
5. 樹木は希望者にて利用し、転売・営利目的に使用しないでください。
6. 違法行為（不法投棄等）の無いよう、各自の責任において適切に管理してください。



伐採木

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1819

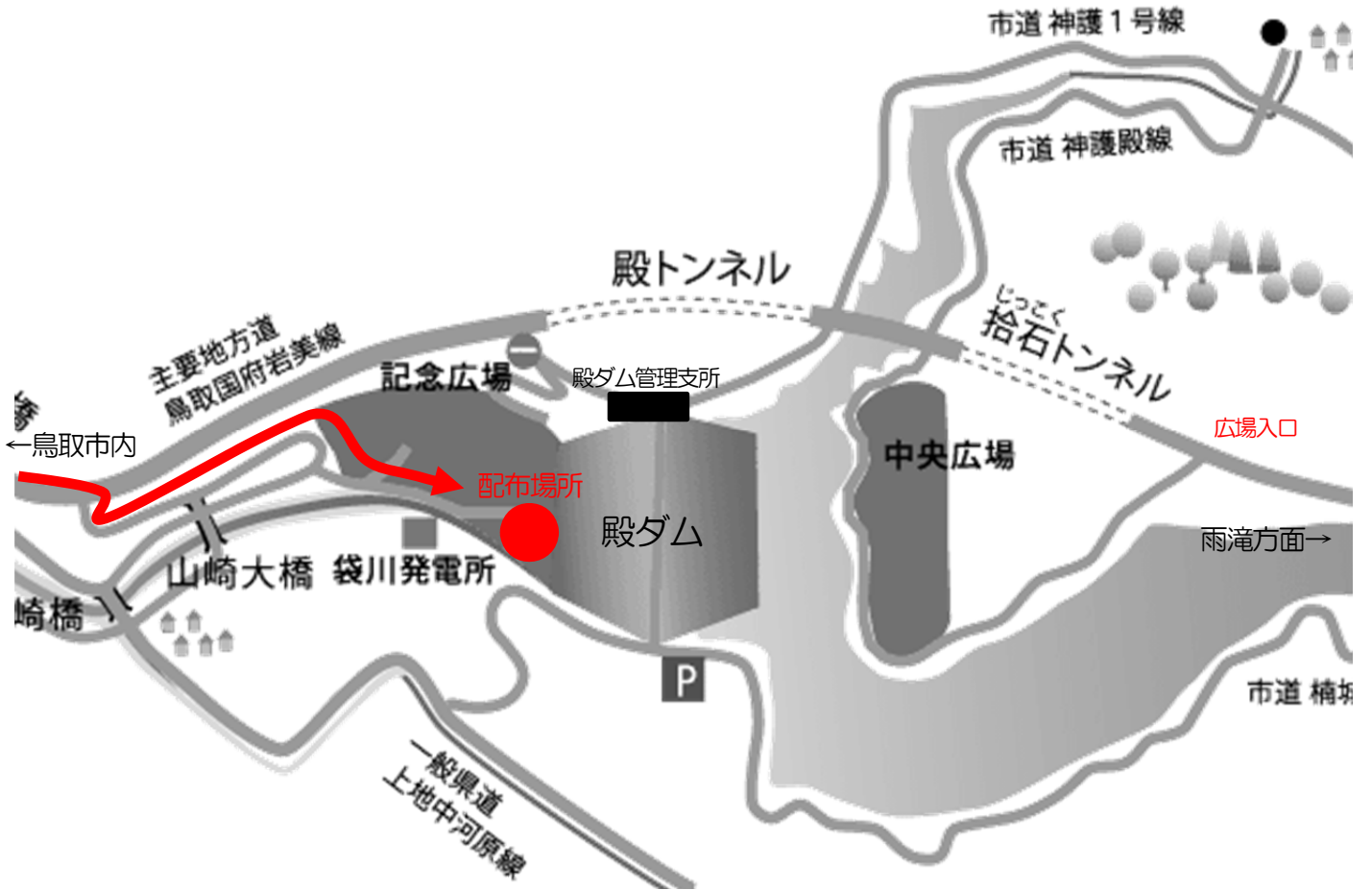
【担当】 副 所 長 後藤 誠志

【担当】 殿ダム管理支所長 さなだ じゅんじ
真田 淳二

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。

鳥取河川国道事務所ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

殿ダム中央広場（鳥取市国府町殿地先）



配布場所現地状況写真



別紙

殿ダム伐採木 引取申請書

平成 年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所
殿ダム管理支所長 殿

申請者氏名 _____

殿ダム貯水池内樹木の伐採工事等で発生した伐採木を当方で引き取りたく申請します。

受取日時 : 平成28年 2月 20日(土) 午前10:00~17:00

伐採木の使用目的 : 燃料・キノコ栽培・ガーデニング材料・その他()

申請者連絡先 住所

電話番号(その他連絡がとれるもの)

※個人情報の取扱について

記載頂いた情報は、伐採木の無償配布の目的にのみ使用します。その他の用途に利用することは一切ありません。

【注意事項】

- ・配布は先着順ですが、希望者多数の場合は配布量を制限させて頂く場合があります。また、希望者全ての皆様にお渡しすることができない場合がありますので予めご了承下さい。
- ・各個人にて、引き渡し場所での積み込み、運搬作業を行ってください。
- ・積み込み、運搬時の事故および運搬等にかかる費用、提供後の使用等に関して、国土交通省は一切の責任、負担を負いません。
- ・引き渡し後の返却に応じることはできません。
- ・樹木は希望者にて利用し、転売・営利目的に使用しないでください。
- ・違法行為(不法投棄等)の無いよう、各自の責任において適切に管理してください。
- ・本申請書は予約ではありません。配布場所での先着順となりますので、当日の時間帯によっては配布が終了している場合がありますのでご了承下さい。

以上のことを確認のうえ、内容に 同意する 同意しない (○印をお付け下さい)

■参加資格の合致状況(該当する項目の□にレ点を記入願います)

- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■アンケート欄

- ・伐採木の提供について、今回の配布情報はどのように知りましたか？
- ・今後希望する時期、提供方法に関する要望など

本申請の提出完了により、受け取り日当日において配布対象の伐採木に限り、河川法第25条について許可する。ただし、注意事項に同意しない者、参加資格の合致状況全てにレ点が無い者に対しては許可しない。